

○ 平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改 正 案	現 行
<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者をそれぞれ次のように指定し、平成十八年四月一日から適用する。平成五年大蔵省告示第六十五号（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第五項第一号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理を行うことができる者を指定する件）は、平成十八年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構 二 中小企業金融公庫 三 独立行政法人福祉医療機構 四 商工組合中央金庫 五 銀行 六 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行をいう。次条において同じ。）</p>	<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者をそれぞれ次のように指定し、平成十八年四月一日から適用する。平成五年大蔵省告示第六十五号（中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第五項第一号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理を行うことができる者を指定する件）は、平成十八年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構 二 中小企業金融公庫 三 独立行政法人福祉医療機構 四 商工組合中央金庫 五 銀行 六 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行をいう。次条において同じ。）</p>

七 信用金庫及び信用金庫連合会

八 労働金庫及び労働金庫連合会

九 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）

十 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）

十一 農林中央金庫

十二 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）に定める事業に関し、保険業法第三条第一項の免許を受けた者（自動車損害賠償責任保険の保険料収納業務及び保険金支払業務を代理する場合に限る。）

十三 年金積立金管理運用独立行政法人

十四 独立行政法人雇用・能力開発機構

十五 独立行政法人中小企業基盤整備機構

十六 独立行政法人勤労者退職金共済機構

七 信用金庫及び信用金庫連合会

八 労働金庫及び労働金庫連合会

九 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）

十 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）

十一 農林中央金庫

十二 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）に定める事業に関し、保険業法第三条第一項の免許を受けた者（自動車損害賠償責任保険の保険料収納業務及び保険金支払業務を代理する場合に限る。）

十三 年金積立金管理運用独立行政法人

十四 独立行政法人雇用・能力開発機構

十五 独立行政法人中小企業基盤整備機構

十六 独立行政法人勤労者退職金共済機構

十七 独立行政法人農林漁業信用基金

十八 日本酒造組合中央会（清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）に定める債務保証事業を代理する場合に限る。）

十九 地方住宅供給公社

二十 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）に規定する保証事業会社をいう。次条において同じ。）

二十一 独立行政法人奄美群島振興開発基金

二十二 財団法人建設業振興基金

二十三 社団法人全国石油協会

二十四 財団法人不動産流通近代化センター

二十五 信託会社又は信託業務を営む金融機関

二十六 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

二十七 独立行政法人情報処理推進機構

二十八 社団法人全国市街地再開発協会

二十九 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次条において同じ。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。次条において同じ。）

十七 独立行政法人農林漁業信用基金

十八 日本酒造組合中央会（清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）に定める債務保証事業を代理する場合に限る。）

十九 地方住宅供給公社

二十 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）に規定する保証事業会社をいう。次条において同じ。）

二十一 独立行政法人奄美群島振興開発基金

二十二 財団法人建設業振興基金

二十三 社団法人全国石油協会

二十四 財団法人不動産流通近代化センター

二十五 信託会社又は信託業務を営む金融機関

二十六 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

二十七 独立行政法人情報処理推進機構

二十八 社団法人全国市街地再開発協会

二十九 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次条において同じ。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。次条において同じ。）

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者と

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者と

する。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構
- 二 中小企業金融公庫
- 三 独立行政法人福祉医療機構
- 四 商工組合中央金庫
- 五 銀行
- 六 長期信用銀行
- 七 信用金庫及び信用金庫連合会
- 八 労働金庫及び労働金庫連合会
- 九 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 十一 農林中央金庫
- 十二 自動車損害賠償保障法に定める事業に関し、保険業法第三条第一項の免許を受けた者（自動車損害賠償責任保険の保険料収納業務及び保険金支払業務を代理する場合に限る。）
- 十三 年金積立金管理運用独立行政法人
- 十四 独立行政法人雇用・能力開発機構
- 十五 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 十六 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 十七 独立行政法人農林漁業信用基金
- 十八 日本酒造組合中央会（清酒製造業等の安定に関する特別措置法に定める債務保証事業を代理する場合に限る。）

する。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構
- 二 中小企業金融公庫
- 三 独立行政法人福祉医療機構
- 四 商工組合中央金庫
- 五 銀行
- 六 長期信用銀行
- 七 信用金庫及び信用金庫連合会
- 八 労働金庫及び労働金庫連合会
- 九 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 十一 農林中央金庫
- 十二 自動車損害賠償保障法に定める事業に関し、保険業法第三条第一項の免許を受けた者（自動車損害賠償責任保険の保険料収納業務及び保険金支払業務を代理する場合に限る。）
- 十三 年金積立金管理運用独立行政法人
- 十四 独立行政法人雇用・能力開発機構
- 十五 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 十六 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 十七 独立行政法人農林漁業信用基金
- 十八 日本酒造組合中央会（清酒製造業等の安定に関する特別措置法に定める債務保証事業を代理する場合に限る。）

十九	地方住宅供給公社
二十	保証事業会社
二十一	財團法人建設業振興基金
二十二	社団法人全国石油協会
二十三	財團法人不動産流通近代化センター
二十四	預金保険機構
二十五	日本銀行
二十六	信託会社又は信託業務を営む金融機関
二十七	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
二十八	独立行政法人情報処理推進機構
二十九	社団法人全国市街地再開発協会
三十	金融商品取引業者又は登録金融機関

十九	地方住宅供給公社
二十	保証事業会社
二十一	財團法人建設業振興基金
二十二	社団法人全国石油協会
二十三	財團法人不動産流通近代化センター
二十四	預金保険機構
二十五	日本銀行
二十六	信託会社又は信託業務を営む金融機関
二十七	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
二十八	独立行政法人情報処理推進機構
二十九	社団法人全国市街地再開発協会
(新設)	